



藤田研二郎 著

『環境ガバナンスとNGO
の社会学
——生物多様性政策に
おけるパートナーシップ
の展開——』

本書は、日本の環境政策において行政とNGOとの協働・パートナーシップが受容、実行され、制度化されてきたにもかかわらず、生物多様性問題の解決にはほど遠いという現状認識から、協働の内実を検討し政策効果をあげるために何が必要かを論じるものである。環境社会学において、行政とNGOの協働の必要性が論じられ歓迎されてきたが、両者協働のありようを大局的観点から論じた研究はわずかである。ゆえに本書は「環境問題の解決策として提起されてきた協働がすでに実行に移されているにもかかわらず、現実の環境問題解決が進んでいないとすればなぜか」（本書15頁）との問いを掲げ、協働の形成条件や選択性、その帰結を批判的に検証することを目論む。市民セクター参加への一般的な肯定的評価に一石を投じつつ、既存研究の見解とも一線を画す、いわば「二面戦争」の試みを通じて社会学の醍醐味を味わえる著作である。

各章の概略は以下のとおりである。上記の問題認識と意図を述べる序章に続く第1部第1章では、財源・マンパワー不足を補う存在として市民セクターを見出した行政が、2000年代以降、政策の実施・決定過程にまでNGOの参画を期待するに至る過程が検証される。第2章では、社会運動論の戦略的連携論を適用して行政・NGOの連

携条件が仮説的に説明され、既存研究に基づき、NGOが①行政や企業の行動転換を目指す「他者変革性の発揮」、②行政との連携により自主的事業を失う「行政の下請け化」が分析の焦点となることが述べられる。

第2部の第3章では、「組織フレーム」（社会運動論の概念で、組織の認識や行動の枠組みを指す）を異にし対立していたNGOと漁業者団体が、前者のフレームが漁業者に駆除責任を求める「他者実施型」から自ら駆除に携わる「NGO事業型」に変化したことで連携に至る過程が分析される。第4章では、バス類の駆除を行う地域NGOの歴史と活動をたどりつつ、防除体制が常に不十分な国がNGOにただ期待する状況が明らかにされる。第3部では、生物多様性条約第10回締約国会議に向けた政策提言を展開したNGOのネットワークの連携（第5章）、政策決定過程におけるNGOと行政との連携（第6章）、及び政策実施体制構築におけるNGOの役割（第7章）が分析される。

終章では、行政とNGOの連携形成条件や選択性を復習したうえで、既存研究の見解に反し、環境政策における両者の連携がNGOによる「他者変革性の発揮」を導くのも、独自の事業展開が阻害される「行政の下請け化」を招くのもないことが示される。むしろ問題は、環境政策において行政によるNGOへの「実施体制の丸投げ」が定常化している点であると指摘される。結果として、生物多様性保全政策の成果が不十分な中、市民セクターとの協働は担保しつつも、NGOに政策実施体制の維持一切を期待するのではなく、政府や産業セクターが独自の環境保全事業を展開する必要性が論じられる。

評者は、個人的経歴や研究経験から生物多様性保全政策や「ガバナンス」に関心を

抱き、本書を興味深く読んだ。私情を交えることになるが、そうした経緯をふまえ、本書の読者に特に訴えたい点が3つある。

1点目は、本書の題材でもある「外来生物法」の主務官庁の一つ農林水産省にかつて勤務し同法の制定過程を垣間見た私的経験をふまえた、日本における生物多様性保全の複雑さや難しさである。そもそも生物多様性の被害の明確な把握は難しく、たとえばバス類による被害が特定された例は少ない(本書80頁脚注や103頁参照)。バス類でも一部漁業権が認められているように、外来生物が在来生態系に影響しても人間への便益が認識されれば問題化しないこともある。政策決定にはある種の恣意性や偶発性がともない、特定外来生物指定対象はおおむね明治以降の移入種のみとされ、バス類の特定外来生物指定(2005年)は当時の小池環境大臣の「鶴の一声」がきっかけだった(本書91頁)。環境省が実施体制の確保に苦慮するのは、元々同省には「手足(=現場の実働部隊)」がほとんどないがゆえである。かつての一当事者として、本書が生物多様性保全の困難さの理解や再認識につながることを期待したい。

2点目は、社会学者として本書を評すると見えてくる分析の堅牢さである。国内の環境社会学や市民運動論の既存研究の動向を適確にまとめ(序章や第1章)、社会運動論の枢要な理論枠組み「フレーム分析」を用いて分析視角を構築し(第2章)、本書全体に適用する。インタビューや質問票に比べて知名度は低いが、方法論としては重要度の高い文献資料分析を駆使し、行政文書等に刻印された言説を丹念に探る(第1章や第3部など)。系統的な分析から縁遠いと思われるがちな質的データを、質的比較分析手法により客観性と説得力をもって検証す

る(第7章)。こうした堅固な理論枠組みや手法を用いた本書は、大学院生や成長途上の社会学者にとって優れた手本となろう。

3点目は、本書のタイトルにもある「ガバナンス」概念の重要性である。本書は、「環境ガバナンス」を政府(ガバメント)だけでなく多様な市民セクターの関与による環境問題の解決志向とする定義を紹介したうえで、ミシェル・フーコーのガバメントリティ(統治性)論に引きつけて捉え直す。すなわち、行政と市民セクターの協働を無思慮に歓迎せず、広範な社会セクターへの市場原理の導入や、それに適応し自主・自律的に統治に従う主体の形成、育成・管理といった新自由主義的統治の流れに位置づけて検証する。そこから見えてくるのは、NGO等の市民主体が自発的に生物多様性保全政策に丸抱え的に関わり、行政もそれに期待するという図式が環境白書や一般メディアにおける肯定的な言説を通じて強化され、さらに主体の動員を促す環境ガバナンスの構図である。評者自身、農業セクターにおける同様の構図について論じた経験(坂本(2017))から、多方面に浸透する新自由主義的統治について、本書が環境政策の検証から新たな批判的論考を加えたことに感謝したい。

<参考文献>

- ・坂本清彦(2017)「先進的農業経営体と地域農業・社会——新自由主義的ガバメントリティを視点とした社会的接近(次世代型農業のゆくえ:2017年度大会討論会報告)——」『農業経済研究』89(2)、106~118頁

——ナカニシヤ出版 2019年3月

定価3,600円(税別)244頁——

(龍谷大学社会学部 准教授)

坂本清彦・さかもと きよひこ)